## 令和2年第1回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和2年1月14日(火)午後2時 我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

 1番 田村星寿
 2番 中野 栄

 3番 嶺岸勝志
 4番 三 須 清 一

 5番 大井栄一
 6番 大炊 三枝子

 7番 成島 誠
 8番 川村泉治

 9番 宮久保 勝
 10番 根本 博

4. 出席事務局職員

 局
 長
 増
 田
 浩四郎

 次
 長
 大
 井
 一
 郎

 庶務係長
 富
 塚
 隆
 則

 農地係長
 鈴
 木
 光
 一

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画(案)について

# 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する 専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する 専決処分について

報告第3号 農地法第43条第1項の規定による届出に対する専決処分について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

三須清一会長 ただ今から令和2年第1回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立 しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

- 2番 中野栄委員
- 3番 嶺岸勝志委員

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

# 事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第1号、議案第2号の合計2議案についてです。

議案第1号は「農用地利用集積計画(案)の決定について」です。新規5件、再設定4件、中間管理機構6件の合計15件です。

議案第2号は「農用地利用配分計画(案)の決定について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

# **三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を 審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

#### **事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤 強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)に ついて決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日令和2年1月14日、 我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は1ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇地先の登記地目・田、現況地目・畑の1筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。期間は 10 年間です。賃借料は10アール当たり〇万〇、〇〇〇円です。

整理番号2番、貸借権を設定する農地は〇〇〇地先の地目・田二筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。期間は 10 年間です。賃借料は 10 アール当たり

コシヒカリー等米○○kg です。

整理番号3番、賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の地目・田一筆、〇〇字〇〇〇地先の地目・田一筆、合計二筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。期間は10年間です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号4番、賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の地目・田一筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。期間は 10 年間です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇〇kg です。

整理番号5番、賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆です。借受者は〇〇市〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。期間は10年間です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号6番、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇地先の地目・田二筆、〇〇〇字〇〇世先の地目・田一筆の合計3筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。期間は6年間です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇〇kgです。

整理番号7番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇字〇〇〇地先の地目・田二筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。期間は6年間です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇〇kgです。

整理番号8番、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の田二筆、〇〇字〇〇地先の地目・田二筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目・田一筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。期間は6年間です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号9番、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆です。借受者は株式会社めりんだで、貸付者は〇〇の方です。期間は6年間です。賃借料は全面積に対して〇万〇、〇〇〇円です。

整理番号 10 番、賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇地先の田一筆です。貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇〇kg です。期間は 10 年間です。整理番号 11 番、賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の田一筆です。貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇〇kg です。期間は 10 年間です。

整理番号 12 番、賃借権を設定する農地は $\bigcirc$ 字 $\bigcirc$ ○地先の田 $\bigcirc$ 筆です。貸付者は $\bigcirc$ ○の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ $\bigcirc$ 等米 $\bigcirc$ ○kg です。期間は 10 年間です。

整理番号 13 番、賃借権を設定する農地は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  地先の田二筆です。貸付者は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米 $\bigcirc\bigcirc$  kg です。期間は 10 年間です。

整理番号 14 番、賃借権を設定する農地は○○字○○地先の田3筆、○○字○○○地先

の田一筆、○○字○○地先の田3筆、○○字○○○地先の田二筆、○○○字○○○地先の田一筆、○○○字○○○地先の田一筆、合計 11 筆です。貸付者は○○の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米○○kg です。期間は 10 年間です。

整理番号 15 番、賃借権を設定する農地は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  地先の田 4 筆です。貸付者は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  の方です。期間は 10 年間です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米 $\bigcirc\bigcirc$  kg です。 事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から議案第1号の調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号1番の借受者の経営面積は自作地のみで 0.14 へクタールです。農業従事日数は本人が年間 320 日、妻が年間 240 日です。農業用ハウス、農業用自動車、動噴を揃えています。

整理番号2番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約9.6~クタールです。農業従事日数は本人が年間320日、妻と父が180日、子が160日です。農業用倉庫、大型農業機械等を一通り揃えています。

整理番号3番及び4番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約 13 ヘクタールです。 農業従事日数は本人が年間 280 日、母が 250 日です。農業用倉庫、大型農業機械等を一通り揃えています。

整理番号5番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約5.8~クタールです。農業従事日数は本人と母が年間200日、妻が160日です。農業用倉庫、大型農業機械等を一通り揃えています。

整理番号6番から8番の借受者の経営面積は、借受地を含めて1.8 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間270日、母が120日、妻が60日です。農業用倉庫、大型農業機械等を一通り揃えています。

整理番号9番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約3.6~クタールです。農業従事日数は3名が年間310日、1名が275日です。トラクター、管理機、動力散布機を一通り揃えています。

整理番号 10 番から 15 番は借受者が農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会です。この後農用地利用配分計画(案)に基づき、権利設定するものです

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号1番から 15番に対する質疑に入ります。ご

意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

## (举手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番から 15 番は原案どおり決定することとしま した。

続いて、議案第2号「農用地利用配分計画(案)について」を審議します。

なお、○○委員が利用配分計画の設定者となっております。○○委員には農業委員会会 議規則第14条に基づき、議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の10ページをお開きください。議案資料は9ページからとなります。

議案第2号「農用地利用配分計画(案)について」。農用地利用配分計画(案)についてこの会の意見を求めます。提出日令和2年1月14日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件は「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条 3 項の規定」により、市長から農業委員会に対して農用地利用配分計画(案)について意見を求められたものです。農地中間管理機構である「千葉県園芸協会」による中峠ほかの田の貸付に係る計画案を作成するものです。計画の詳細は農政課より説明します。

**廣瀬弘忠農政課主査長** 農政課の廣瀬と申します。よろしくお願いいたします。私から 農用地利用配分計画について説明いたします。

農用地利用集積計画のうち千葉県園芸協会に貸し付けをする6件が農用地利用配分計画の対象となります。利用集積計画の詳細については議案書の5ページから9ページをご確認ください。議案資料9ページから12ページが配分計画の詳細です。

では、内容についてご説明いたします。

中間管理事業で農地を借り受けるための基本原則は、当該担い手へ貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資すること、また、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないことが条件となります。今回の配分を受ける経営体はこれらの原則を満たしていると考えられます。

では、今回の案件をご説明します。

今回の案件は○○の農業者への配分です。対象となる農地は○○の田 12 筆、○○○の田二筆、○○○の田4筆、○○○の田一筆、○○○の田一筆です。担い手は対象農地の

適任地を既に耕作しており、分散錯圃の解消につながります。また、当該農地の所有者が 担い手への貸し付けを強く希望しております。

農政課からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

三須清一会長 これより議案第2号の権利設定に対する質疑に入ります。

○○委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

(○○○委員、退室)

三須清一会長 続いて、田村調査副会長から調査結果の報告をお願いします。

田村星寿調査副会長 それでは議案資料の 9 ページをお開きください。農用地利用配分計画(案)に基づき、 $\bigcirc$  の農家に権利設定をするものです。権利設定する土地は同資料 10 ページからの現況地目・田 20 筆、合計面積が 3 万 3,421 m 2 です。

第1調査会では貸し付ける農地を該当する受け手に貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資するなどの「決定基準」を満たしていることから本計画案は適当と判断し、全員一致をもって「付すべく意見はなし」との判断に至りました。 以上です。

**三須清一会長** ご意見がある委員は挙手をお願いします。

嶺岸委員。

**嶺岸勝志委員** 基本的にはこれで結構だと思いますが、私、聞き漏らしたのかもしれませんが、もう一度○○さんに配分された全面積を教えてもらえればと思います。

**廣瀬弘忠農政課主査長** 私からご説明申し上げます。同資料 10 ページからの現況地目・ 田が 20 筆、合計面積が 3 万 3,421 m<sup>2</sup> でございます。

**嶺岸勝志委員** 一番最後に書いてありましたね。失礼しました。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号「農用地利用配分計画(案)について」には「付すべく意見なし」と決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

### (挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の権利設定については原案どおり決定することにいたしま した。

それでは○○委員、○○委員には自席に戻っていただきます。

(○○委員、○○委員が自席に戻ったことを確認)

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から第4号までの4件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。転用目的・事由は宅地の拡大1件、駐車場1件です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、6件受理しました。届出事由は、住宅が3件、老人福祉施設1件、自動車修理工場1件、携帯電話基地局1件です。

報告第3号「農地法第43条第1項の規定による専決処分(農作物栽培高度化施設の底面をコンクリートで覆うための届出)についてで、1件受理しました。目的は胡蝶蘭栽培用農業用ハウス1件です。

報告第4号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました。通知の事由は、賃貸人の都合による解約です。

報告第3号については我孫子市で初めてとなりますので、鈴木係長より説明させていただきます。

**鈴木光一農地係長** それではご説明いたします。お手元に資料をお配りしましたが、平成 30 年 11 月 16 日付けで農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律が施行され、農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにした場合の取り扱いが見直されました。以前は同様の施設を設置する場合は転用の許可が必要でしたが、一定の基準を満たしていれば届出で済むようになりました。

一定の基準については2ページの3、「農作物栽培高度化施設」の基準に明記されています。これらの基準を満たしてれば農業委員会へ届出をすれば転用の許可が不要となることになりました。我孫子市では今まで同様のケースの前例がなかったため今回が初めてのケースとなります。今回届出がありました帝人ソレイユ株式会社は、平成31年3月の農業委員会総会において農業経営基盤強化法により利用権を設定されましたが、その農地の一部で農作物栽培高度化施設を設置し、胡蝶蘭の栽培を行うものです。また、主な従事者は帝人ソレイユ株式会社が障害者枠で雇用した社員となる予定です。胡蝶蘭栽培のノウハウは帝人ソレイユ株式会社と付き合いのある県内の就労継続支援B型事業所から直接指導を受けているそうです。施設の完成は年度内を予定しています。今後農業委員会とのかかわりについては、この施設が作物の栽培が行われてないと判断された場合は立ち入り調査をし、特別な理由がなく耕作されてない場合は農作物の栽培を行うべき旨の勧告を行うこととなっております。

説明は以上です。

事務局 事務局からは以上になります。

**三須清一会長** 報告第1号から4号までについて何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

嶺岸委員。

**嶺岸勝志委員** この趣旨は大変結構なことだと思いますが、底面を全部コンクリート張りにした場合、農地とみなすのでしょうか。その1点だけ質問です。

三須清一会長 事務局。

事務局 農地としてみなします。

**嶺岸勝志委員** ありがとうございました。

三須清一会長 よろしいですか。

嶺岸勝志委員 はい。

# 三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。 これをもちまして、我孫子市農業委員会令和2年第1回総会を閉会いたします。